



弁護士アプリの使い方

藤野 弁護士と学ぶ法律教室 ④

1・年始の挨拶
謹賀新年。今年もコラムにお付き合い願います。

2とは異なる判断です。
3・従来の判断
意外に思われる方も多断に従って、遺産分割協議が整っていない段階で、預貯金は遺産分割も、相続人のひとりから請求があれば、当該相続人の法定相続分に限り払戻をしてきます。

象としてきました。また、金融機関も従来の判式を相続したとします。その後、土地建物の評価額や株価を確認し、3人の相続分が同等になるように預貯金の分割金額で調整することが考えられますが、従来の判断に従うと、このような調整は

から外れるという点です。具体例を挙げます。例えば3姉妹で遺産分割協議をする時、遺産は土地建物、株式、預貯金があったとします。長女は実家の土地建物を相続し、次女と三女が株式を相続したとします。

5・不都合2
実際は、当事者の同意を得ることで、預貯金も遺産分割協議の対象とする事案が多かったように、意見ですので、その点、しかし争いが先鋭化して解決ください。

6・今回の判断
今回は、このような不都合に配慮し、実務に沿った判断をしたといえるでしょう。

おめでたいお話でもできれば良いのですが、との対象ではありません。最高裁は、平成16年、預貯金は遺産分割するまでもなく当然に法定過去の当コラムの記載内容も変更が必要なほどの判例変更です。

4・不都合1
しかし、従来の判断に従って、家庭裁判所では不都合な点があります。それは、どのようにして預貯金を検討するかの検討です。この場合、預貯金は3姉妹が3分の1ずつ当然に相続し、残りの土地建物と株式のみを遺産分割

この場合、預貯金は3姉妹が3分の1ずつ当然に相続し、残りの土地建物と株式のみを遺産分割

この場合、預貯金は3姉妹が3分の1ずつ当然に相続し、残りの土地建物と株式のみを遺産分割

この場合、預貯金は3姉妹が3分の1ずつ当然に相続し、残りの土地建物と株式のみを遺産分割

この場合、預貯金は3姉妹が3分の1ずつ当然に相続し、残りの土地建物と株式のみを遺産分割

2・判例変更
平成28年12月19日、最高裁は、預貯金が遺産分割の対象になると判断しました。これは、これまで

遺産分割調停の席上では、調停の対象とせず、当事者全員が対象とすること、遺産分割調停の対象

遺産分割調停の席上では、調停の対象とせず、当事者全員が対象とすること、遺産分割調停の対象

遺産分割調停の席上では、調停の対象とせず、当事者全員が対象とすること、遺産分割調停の対象

遺産分割調停の席上では、調停の対象とせず、当事者全員が対象とすること、遺産分割調停の対象

遺産分割調停の席上では、調停の対象とせず、当事者全員が対象とすること、遺産分割調停の対象

今後、預貯金は遺産分割の対象に

◆お知らせ 本コラム読者の方は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。

藤野 恵介 (ふじの・けいすけ) 弁護士 (大阪弁護士会所属、38歳、梅田法律・会計事務所) 大阪北区梅田1-2-2-1000号、電話06-6345-1618 (午前10時~午後5時)、E-mail: /meda-law.jp)。主な役職は、大井遺言相続委員会委員、専門相談員(遺言相続)家事債務整理▽交通▽労働▽建築)、大阪住宅紛争審査会運営委員。ヒラティス受講。